

最低制限価格の設定等について

1. 最低制限価格算出等

(1) 最低制限価格(税抜き)の算出については、次の式による。

なお、最低制限価格(税抜き)の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。

「最低制限価格＝最低制限基本価格(税抜き)×ランダム係数」

最低制限基本価格(税抜き)の算出については、次のイ又はロの式によるものとし、ランダム係数の算出については別に定める。

なお、最低制限基本価格(税抜き)の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。

ただし、この算式により算出した最低制限基本価格(税抜き)が予定価格(税抜き)の9.2/10を超える場合は、予定価格の9.2/10を最低制限基本価格とし、予定価格の7.5/10に満たない場合は予定価格の7.5/10を最低制限基本価格とする。

イ 土木工事等

「直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費等×0.68」

ロ 建築工事

「(直接工事費×0.9)×0.97＋共通仮設費×0.9＋(直接工事費×0.1＋現場管理費)×0.9＋一般管理費等×0.68」

2. 実施時期

令和4年11月1日以降、適用する。